

トプカプ宮殿文書館の三冊の帳簿と

一五六〇年頃のアディルジェヴァズ県

齋藤 久美子

一 史料とその舞台（アナトリア南東部）について

トルコ共和国イスタンブール市にあるトプカプ宮殿文書館（Topkapı Sarayı Müzesi Arşivi）は、長いこと研究者泣かせの文書館であった。数ヶ月かけて研究許可を取得しても、調査を始めると史料（とくに帳簿）の閲覧が許されることが多く、カタログも不十分で所蔵史料の全体像を知ることにも困難だった。ところが近年、同文書館の史料および史料目録のデジタル化が進み、即日研究許可の下りるオスマン文書館（Cumhurbaşkanlık Osmanlı Arşivi）でもデータが順次公開されていることで、史料へのアクセスが格段に容易になった。本稿で紹介する三冊の帳簿D二七五五―〇〇〇一、D二七五五―〇〇〇二、D二九六八もそうした史料の一部である¹⁾。

管見の限り、三冊の帳簿を利用した研究はなく、史料的特質についても理解は共有されていない。結論を先取りすると、三冊の帳簿は、一五六〇年頃、アディルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイとその家臣たちの不正を明らかにするために作成された審理の結果をふくむ報告書である。そして帳簿作成の背景にはアディルジェヴァズの民の嘆願があった。

筆者はこれまでアデルジェヴァズをふくむ一六世紀頃のアナトリア南東部でオスマン朝の支配体制が確立する過程とそれにより同地域の政治・社会秩序がどのように変容したのかを研究してきた。これまで利用してきた文書史料からは、オスマン朝がアナトリア南東部をどのように支配しようとしたのかについて検討することは可能だったが、同地域に導入された諸制度の運用の実態については不明な点が多かった。ディルリク (Dilrik, 知行) 制を例にあげると、ディルリク授与にかんする公式の記録である『ディルリク発給簿 (Timar Rûzname Defterü)』には、誰にいつどこでどのようにディルリクが授与されたのか記載されているが、ディルリクに指定された税金が実際にどのように徴収されたのかは基本的に記されない⁽²⁾。こうしたことが知りたい場合、ディルリク保有者とディルリク地の農民の間で徴税にかかわる問題が発生し、その詳細が法廷台帳に記録されているという偶然を期待することになる。ところが一六世紀のアナトリア南東部の法廷台帳はほぼ伝世していない。こうしたなかで前掲の三冊の帳簿が広く公開されるようになった。そこで本稿ではアナトリア南東部の研究とくに社会経済史の分野での利用が期待できる上記史料を紹介し今後の展望について記したい。

三冊の帳簿の舞台となったアデルジェヴァズは、現在のトルコ共和国の東、ヴァン湖北岸に位置し、イラン国境にも近い(地図1)。イランとアナトリアを結ぶ交易路上にあるアデルジェヴァズの歴史は古く、紀元前のウラルトゥ王国にまで遡ると言われる⁽³⁾。一五〇一年にイランにサファヴィー朝が成立すると、同王朝はアデルジェヴァズをふくむヴァン地方の支配をめぐるオスマン朝と激しく対立した。アデルジェヴァズがオスマン朝により征服されたのは一五三四年だが、ヴァン地方全域がオスマン朝の支配下に入ったのは一五四八年であった。同年、ヴァン州が創設されると、これより前に設立されていたアデルジェヴァズ県もヴァン州に属することとなった(地図2)。本稿で紹介する三冊の帳簿が作成されたのは一五六〇年頃と筆者は考えているが、まだサファヴィー朝の脅威が多分に残っていた時期である。



地図1 アナトリアとその周辺



地図2 アディルジェヴァス県 (Kiliç 1999 をもとに作成)

二 トプカプ宮殿文書館の史料目録に基づく史料の概要と作成日

はじめにトプカプ宮殿文書館の史料目録に従い史料の概要と日付（作成日）を紹介しよう。なおD二七五五―〇〇〇二とD二九六八について、史料目録にある不正行為の実例やハイダル・ベイの家臣たちの名前は省略した。

① D二七五五―〇〇〇一

史料の概要：アデイルジェヴァズ郡の村人たちによる前アデイルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイとその家臣たちに対する訴え。

日付：一〇〇八年ジュマダー・アルアーヒラ月一三日（一五九九年二月三一日）。

② D二七五五―〇〇〇二

史料の概要：アデイルジェヴァズ郡に住むムスリム・非ムスリムの村人たちの多くが前アデイルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイとその家臣たちの不正を法廷に訴えたことにより、ビトリス・カーディーとエルジシュ県知事ヒュスレヴ・ベイにこの件についての調査が命じられた。この調査で訴訟人たちの訴えが認められた判決などが記された帳簿（D二七五五と合冊）。

日付：一〇〇八年ジュマダー・アルアーヒラ月一三日（一五九九年二月三一日）。

③ D二九六八

史料の概要：アフラト郡、エルジシュ郡、サルス郡、アデイルジェヴァズ郡をはじめとして、ヴァン地方に属する郷や村の住民たちが起こした訴えの結果を記した帳簿。

日付：九六五年ズー・アルヒツジャ月二九日（＝九六五年、一五五七―五八年）^④。

トプカブ宮殿文書館の史料目録によると、D二七五五―〇〇一とD二七五五―〇〇二は同じ時期に同じ目的のため作成されたことが分かるが、この二冊とD二九六八が関連しているかは分からない。ただし実際に史料を読むと、三冊のいずれにもアディルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイとその家臣たちにかんする審理の結果等が記録されていることが判明する。よって帳簿の作成日もハイダル・ベイのアディルジェヴァズ県知事在任中もしくは県知事を罷免されて間もない時期と推定できる。オスマン文書館所蔵の『ミユヒンメ台帳 (Mühimme Defterleri)』によると、ハイダル・ベイのアディルジェヴァズ県知事への任命は九六三年ラビーウ・アルアウワル月二二日（一五五六年二月四日）で、罷免は九六七年シャアバーン月一〇日（一五六〇年五月六日）であることから、この時期に作成されたとまずは仮定しよう。^⑤このことから、トプカブ宮殿文書館の史料目録にある帳簿の作成日については再考する必要があるようだ。以下においては、三冊の帳簿が作成された経緯を時系列で整理し、帳簿の作成時期についても検討しよう。

三 三冊の帳簿が作成された目的とその経緯

三冊の帳簿はなぜ作成されたのか、その謎を解く二つの勅令（オスマン文書館蔵）をまずは紹介しよう。①はエルジシュ県知事ハサン・ベイ、アーミド・カーディー、ピトリス・カーディーに発せられた勅令、②はアーミド・カーディーとピトリス・カーディーに発せられた勅令である。^⑥

①日付：九六七年シャアバーン月一三日（一五六〇年五月九日）

宛先：エルジシュ県知事、アーミド・カーディー、ビトリス・カーディー

内容：アディルジェヴァズのウラマーとその他の住民が宮廷に嘆願文（*arz-nâm*）を提出した。実際に提出したのは、アディルジェヴァズに住むアイドゥン、アフメド、イナーイエトという名のムスリム、エムリズディン、シエイヒーという名の非ムスリムで、彼らはアディルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイのシャリーア（イスラーム法）とカーヌーンに反する行為を報告した。嘆願文の写しが作成され、嘆願文に記載されている問題の調査のために、エルジシュ県知事、アーミド・カーディー、ビトリス・カーディーが任命された。三名の任務は、勅令を受け取ったら現地入りし、嘆願者はアディルジェヴァズの住民たちで上述の者たち（おそらくアイドゥン、アフメド、イナーイエト、エムリズディン、シエイヒー）は嘆願文を届けただけなのか、それとも上述の者たちが分不相応に嘆願文を記して提出したのかを明らかにし、上述の者たちの保証人を示すこと、さらに嘆願文に記載された事案に限らず、ハイダル・ベイとその家臣（*adamlar*）たちにかんする更なる訴えが提起された場合は、過去に解決していない事案については受理し、いずれもシャリーアに則り侵害された権利を回復させること、そのうえで嘆願文に記載のあるなしにかかわらず審理された事案と結果などを記して報告することであった。この勅令は九六七年シャアバーン月一六日（一五六〇年五月二日）にエルジシュ県知事の家臣マフムート・チャウシユに渡された。

②日付：九六七年シャアバーン月一八日（一五六〇年五月一四日）

宛先：アーミド・カーディー、ビトリス・カーディー

内容：①の勅令を受け取ったらずぐに現地入りし、エルジシュ県知事と合流して勅令を開封し、それに基づいて調査するよう命じた。この勅令は九六七年シャアバーン月二九日（一五六〇年五月二五日）にエルジシュ・カーディーに渡された。

右の勅令はアデルジェヴァズで起きた問題の解決を近隣の県知事とカーディーに命じたものである。この時代、勅令が発せられた後、その案件がどのように処理されたかについては、報告書がおそらく伝世していないため知ることができない。ところが、アデルジェヴァズの案件については、勅令をうけてどのような措置が取られたのかを報告した帳簿がはからずも残っていた。それがD二七五五―〇〇二であり、この帳簿は勅令のその後を辿ることのできる極めて重要な史料なのである。

さて、D二七五五―〇〇二の冒頭には

前アデルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイとその家臣たちの調査を命じられたピトリス・カーディーとエルジシユ県知事ヒュスレヴ・ベイの前で「調べられた」上述のハイダル・ベイとその家臣たちに対する訴えにかんし、上述「アデルジェヴァズ」の郡の住民たちにより宮廷に送られた嘆願文(ḡḡḡ)に記された事案「括弧内は筆者による補足」

とあり、先の勅令で調査を命じられたエルジシユ県知事、アーミド・カーディー、ピトリス・カーディーの三名のうち、実際に審理を担当したのはエルジシユ県知事とピトリス・カーディーであったことが分かる。続けて、①の勅令にあったいくつかの問いについて、嘆願者はアデルジェヴァズに住む一四名(全員の名が記載)であり、嘆願文を宮廷に届けたのはアイドウン、アフメド、エムリズディンの三名であることが記され、三名の保証人の名、そして審理に立ち会った証人(sahabı'ı-tai)としてアデルジェヴァズ・カーディーをふくむ四名の名が記載されている。その後は、アデルジェヴァズの住民たちがハイダル・ベイとその家臣たちに対して起こした訴えにかんする記録が続く。いずれも日付はない。

D二七五五―〇〇二は先の勅令への報告書と言えるが、その内容はハイダル・ベイとその家臣たちの不正にかかわる

審理の結果等の記録である。残りのD二七五五―〇〇一とD二九六八であるが、史料にD二七五五―〇〇二との関連を直接示すような文言はない。しかし二冊ともにその内容はD二七五五―〇〇二と同様であるため、三冊の帳簿は同時に作成された、もしくは同時期に宮廷に提出されたと考えられる。帳簿の作成時期は、先の二つの勅令にかかわる日付よりあと、つまり九六七年シャアバーン月二九日（一五六〇年五月二五日）以降、そう遠くない時期であろう。よって、先に紹介したトプカブ宮殿文書館の史料目録にある作成日（一五五七―一五八八年、一五九九年二月三―一日）はいずれも誤りということになる。

帳簿作成にいたるまでの経過を整理すると次のようになる。九六七年（一五五九―一六〇年）のアデルジュエヴァズの民の嘆願を受けて、オスマン朝中央は九六七年シャアバーン月一〇日（一五六〇年五月六日）にアデルジュエヴァズ県知事ハイダル・ベイを罷免し、九六七年シャアバーン月一三日（一五六〇年五月九日）にエルジシュ県知事やビトリス・カーデーイたちにハイダル・ベイとその家臣たちの不正にかんする調査を命じた。その後、ビトリス・カーデーイとエルジシュ県知事による審理を経て、九六七年シャアバーン月二九日（一五六〇年五月二五日）以降に作成された一連の調査の結果等を記した報告書が宮廷に提出された。

四 三冊の帳簿に記された訴えの内容―境域の地域史への展望

アデルジュエヴァズの民が訴えた不正とはどのようなもので、私たちはそこから何を読み取ることができだろうか。以下ではアデルジュエヴァズの住民が訴え出た不正行為の件数とその内容を提示するとともに、各案件から判明する断片的な事実からこの先の研究を展望しよう。

訴えを起こしたのはおもにアデルジュエヴァズ県の住民だが、わずかに同県の城塞駐留兵もいた。訴えられたのはア

デイルジェヴァズ県知事ハイダル・ベイとその家臣たちである。帳簿に記録のあるハイダル・ベイの家臣のうち、頻出するのがハイダル・ベイの代理人であるハリル・ケトヒユダーとハサン・スバシユ、ムスタファ・スバシユ、ルドヴァン・スバシユ、アリー・スバシユという四名のスバシユである。スバシユの職務・任期・俸給については未だ不明な点が多いが、県知事の家臣から選ばれ、県知事のデイルリク（知行）に指定された税を代理で集めたほか、治安維持を担っていたことなどが知られている。^⑩ アデイルジェヴァズでは、ハイダル・ベイの四年の任期中、上述の四名のハイダル・ベイの家臣が一年交代でスバシユとなったことが上記史料から分かる。

各帳簿に記録された案件の数は、D二七五五—〇〇〇一が五一件、D二七五五—〇〇〇二が二四件、D二九六八が三七件の計一二件にも上る。^⑪ 訴えの多くは金銭・物品・家畜の強請であった。金銭・物品・家畜の強請について一番多いのは犯罪やそれに類する行為をしたとして不当に要求した例である。次に多いのが法に反する形で税その他を要求した例である。例えば、ハイダル・ベイの家臣たちは、本来の金納に加えて農民たちに賦役を要求したほか、キリスト教徒からはイスペンジェ税（非ムスリムに課せられた慣習税）を、遊牧民からは羊税や夏营地税を二重に徴収した。さらにハイダル・ベイのデイルリク（知行）地に指定された農村や耕作地に赴き、プラウ賦課金（Kulanbaga）と称して農民から小麦を不正に徴収した。ただ、こうした不正の内容については他地域の研究でも言及されており、アデイルジェヴァズに特有のことではない。

アデイルジェヴァズの事例で興味深いのは、県知事のデイルリク（知行）地での税の徴収にかかわる問題が発生したことに関連して、徴税にあたり、ケトヒユダーやスバシユによる代理徴収という既知の手段だけではなく、徴税請負も利用されていたということが判明する点にある。これまでのデイルリク研究ではデイルリクがどのように分配されたかということに重点がおかれ、デイルリクに指定された税がどのように徴収されたのかについては史料的な問題もあって見過ごされがちだった。例えば、一五世紀以降、デイルリク収入の一部が徴税請負に出されていたことは知られているが、その規

模や詳細は未だ明らかになっていない¹²。アデイルジェヴァズの事例から、デイルリク保有の公式の記録には記されることのないデイルリク収入の徴収の方法やそれに関連した土地権利関係の一端を明らかにすることができるだろう。

ハイダル・ベイとアデイルジェヴァズ城塞駐留兵とのかわりを示す案件もある。それは、ハイダル・ベイとハリル・ケトヒユダーが、本来は城塞守備兵に現金で支給されるはずの俸給を何らかの方法で奪い、その代わりとして俸給分もしくは俸給の半額分の小麦を城塞守備兵に渡したというものであった。これをどう理解するべきかはこれからの課題であるが、ここで問題となった小麦の量は一〇〇〇キレから二〇〇〇キレである。一五五六年付のアデイルジェヴァズ県の『租税台帳 (Tapu Tahri Defterleri)』(オスマン文書館蔵)によると、同県では小麦一キレが一六アクチュ銀貨に相当したため、一〇〇〇キレは一六〇〇〇アクチュ銀貨、二〇〇〇キレは三二〇〇〇アクチュ銀貨となる¹³。小麦の量とその貨幣価値から、県知事もしくはそれに近い高額のデイルリク保有者を出所とする小麦であると推測できる。ハイダル・ベイが自身のデイルリク地から税として徴収した小麦を現金化したか、さらに言えばハイダル・ベイのデイルリク地の農民から不正に集めた小麦を現金化した可能性もある。城塞駐留兵の食糧確保にかんするヴァンの制度も参考になるかもしれない。ヴァンでは、サファヴィー朝に対する防衛上の重要拠点であったヴァン城塞の駐留兵の食糧確保のために、地元から小麦を買い取る制度があった¹⁴。農民から直接購入したほか、デイルリク保有者が税として徴収した小麦も買い取りの対象となった。アデイルジェヴァズ城塞については知られていないが、ヴァンと同様の制度を悪用した可能性もある。

はじめに記したように、三冊の帳簿が作成されたと考えられる一五六〇年頃はアデイルジェヴァズをふくむヴァン地方がオスマン朝の支配下に入って間もない時期であったが、オスマン王家でも後継者争いが続き王子の一人がサファヴィー朝に亡命するという事件が発生していた。こうした政治的な問題に加え、貿易不均衡を原因とする東方への貨幣流出に悩まされたオスマン朝は、アナトリア東部からイラクにかけての地域を政治的のみならず経済的な緩衝地帯にする目的で、サファヴィー朝の銀貨に類するシャーヒー銀貨を製造し流通させた¹⁵。三冊の帳簿では、ほかの史料では実態の把握が困難

なアナトリア南東部でのシャーヒー銀貨の流通についても確認することができる。

オスマン朝は、貨幣政策にとどまらず、サファヴィー朝に対する経済封鎖も試みている。ハイダル・ベイの家臣たちがアデルジェヴァズの住民からおそらく罰金の名目で金銭や物品を巻き上げた際、口実の一つとしたのが「商売に行った (ticaret gimis)」ことであつた。「商売に行った」とは曖昧な表現である。しかしこの時期オスマン朝が自国の商人のサファヴィー領への移動を禁止していたことを考えると、国境に近いアデルジェヴァズの住民が「商売に行った」のはサファヴィー朝の商人と取引するためであつた可能性がある。その場合、禁止令を破ってまで取引したかつた商品とはおそらくイラン製品のなかでも需要の高かつた絹織物や綿織物であろう。オスマン朝の都イスタンブルには遠いがサファヴィー領に近いアデルジェヴァズは元々イランとの経済的結びつきが強かつたことから、商人の往来が完全に停止することはなかつたのかもしれない。

ハイダル・ベイの家臣たちがアデルジェヴァズの住民に現金を要求した事例では、アクチェ銀貨とシャーヒー銀貨のほか、金貨とバラ銀貨も登場する。物品や家畜については「三五シャーヒー銀貨の価値のあるイラン製アトラス」⁽¹⁶⁾「一〇アクチェ銀貨の価値のある果樹」「二バトマンあたり六アクチェ銀貨の価値のあるりんご」⁽¹⁸⁾「一頭あたり二〇アクチェ銀貨の価値のある羊」というように、権利侵害の訴えという性質上、その貨幣価値が記された。これらの記載方法から、現金の要求時には貨幣の種類は問われなかつたこと、物品や家畜の価値を貨幣で表すときの一般的な基準はアクチェ銀貨であつたことが指摘できる。ただしイラン製品は基本的にシャーヒー銀貨で示されており、これはオスマン朝のシャーヒー銀貨の製造と流通という貨幣政策から見ても妥当であろう。このように当該史料は、サファヴィー朝に対するオスマン朝の一連の政策が国境地域の経済と社会に及ぼした影響について、アデルジェヴァズを例に分析することを可能にする。

これまで、アナトリア南東部が果たした交易の中継地としての役割や、同地域の政治の中心の一つであり税関がおかれたいアームドの重要性は認識されてきた。その反面、イランなどと近接する地域との商取引や地域経済について大きく注目さ

れることはなかったように思われる。アディルジェヴァズの民の訴えから伝わる情報は小さな一片だが、三冊の帳簿は、一六世紀アナトリア南東部の経済活動の実態について考察する際、ほかの史料にはない新たな情報を提供するとともに、ほかの史料では不十分な情報を補うという重要な役割を果たしてくる。史料目録と史料そのもののデジタル化の進行は、複数の史料を複合的に用いる研究をより容易にしたが、それとともに地域の全体像の再構成も実現可能になってきている。

註

- (1) トプカプ宮殿文書館の史料は帳簿 (*Defter*) と文書 (*evrak*) に分かれており、分類番号の前に、帳簿であれば D (例えば D二七七五)、文書であれば E (例えば E六一八九) が付されている。
- (2) 『ディルリク発給簿』については、齋藤久美子「オスマン朝下で作成された『ディルリク発給簿』について」高松洋一(編)『イラン式簿記術の発展と展開—イラン、マムルーク朝、オスマン朝下で作成された理論書と帳簿』(公財) 東洋文庫、二〇一一年、五五—七五頁。
- (3) アディルジェヴァズの歴史については、Othman Kılıç, *XVI. Yüzyılda Adilcevaz ve Ahlat*, Ankara, 1999, pp. 1-12°。
- (4) 以前、冊子の史料目録において作成年のみ記された史料のうち、史料目録の電子化の際に「ズー・アルヒツジャ月二九日」が追加され、現在「〇〇〇年ズー・アルヒツジャ月二九日」(例えば九六七年ズー・アルヒツジャ月二九日)と表示されているものがある。D二九六八もおそらくこれに従っている。
- (5) 任命は *Divân-ı Hümayûn Mühimme Defterleri* (A.DVNS. MHM.d) 2, no. 148° 罷免 (＝後任の県知事の任命) は A.DVNS.MHM.d 4, no. 680°。一六世紀後半から一七世紀前半の「シユヒンメ台帳」では、原則として、最初に日付が書かれ、そのあとに数点の勅令の草稿の写しが記されている。日付はディーヴァーンヌ・ヒュマーユーン(「御前会議」本稿で対象とする時代は大宰相が主催)の開催日を示しているため (Bilgin Aydın, *XVI. Yüzyılda Divân-ı Hümayûn ve Defter Sistemi*, Ankara, 2017, p. 46)°。上述の日付のディーヴァーンヌ・ヒュマーユーンでハイダル・ベイの

任命と罷免が決定したことになる。

- (6) ①の勅令は A.DVNS.MHM.d.3, no. 1095⁴ ②の勅令は A.DVNS.MHM.d.3, no. 1113⁵。①と②の勅令の日付も、注五で説明したように、ディーヴァース・ヒュマーユーンで決定された日であろう。

- (7) エルジシュ県知事の名が、①の勅令にあるハサン・ベイではなく、ヒュスレヴ・ベイである理由は不明。

- (8) D二七五五—〇〇〇二にあるほとんどの審理の記録には、四名もしくは五名の立ち会ひの証人が記録されている。D二七五五—〇〇〇一とD二九六八には立ち会ひの証人の記録はない。

- (9) アディルジェヴァズの住民が嘆願を行った正確な日付は不明だが、三冊の帳簿に九六六年（一五五八—五九年）までの徴税業務にかかわる事件が記録されているため、九六七年（一五五九—六〇年）に入ってからだと考えられる。

- (10) Amy Singer, *Palestinian Peasants and Ottoman Officials*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1994, p. 26.

- (11) ただし複数の案件が記入上の一項目にまとめられている場合がある。そのような項目数は、D二七五五—〇〇〇一が四六、D二七五五—〇〇〇二が二二、D二九六八が三六で、合計すると一〇四になる。

- (12) Nicuoră Beldiceanu, *Le timar dans l'État ottoman (début XIV^e-début XVI^e siècle)*, Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1980,

pp. 62-4. 一八世紀にはデイルリク収入の徴税請負が拡大されアーヤーン台頭の要因の一つになった（永田雄三『前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究』刀水書房、二〇〇九年、七八、八四—七頁）。

- (13) Tapu Tahiri Defterleri (TT.d) 297.

- (14) Orhan Kılıç, *XVI. ve XVII. Yüzyıllarda Van (1548-1648)*, Van, 1997, pp. 384-5.

- (15) Şevket Pamuk, "Money in the Ottoman Empire 1326-1914," Halil İnalcık and Donald Quataert (eds.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire, Volume Two: 1600-1914*, Paperback ed., Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1997, pp. 957, 977; Mihai Maxim, "PÂDIŞÂHÎ," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol. 34, İstanbul, 2007, pp. 143-4.

- (16) パラはエンブトで製造された銀貨（Pamuk, p. 957; Ali Akytıldız, "PARA," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol. 34, İstanbul, 2007, pp. 163-6）。

- (17) マトリス（サラン）は光沢のある薄地の絹織物（Resat Ekrem Koç, *Türk Giyim Küşam ve Süsleme Sözlüğü*, 2nd ed., İstanbul, 1996, pp. 17-8）。

- (18) 一五八一年のヴァンでは一バトマンは七・一キログラム（Cengiz Kallek, "BATMAN," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol. 5, İstanbul, 1992, pp. 199-200）。

（慶應義塾大学言語文化研究所非常勤講師）